

平成25年度 科学研究費助成事業（特別推進研究）
追跡評価結果

研究課題名	法創造教育方法の開発研究-法創造科学に向けて
研究代表者名 (所属・職)	吉野 一 (明治学院大学・名誉教授)

【評価意見】

法創造教育方法の開発研究と法創造科学の基盤構築が本特別推進研究の目的であるが、実際に主としてなされたのは法創造科学の方法論的研究であり、法創造教育方法の開発研究に関しては、実践的 IT ツールを開発し、法学教育の場で試行しているが、なお十分な成果を上げているとはいえない。法創造科学の方法論的研究に関しては、理論的パースペクティブを継承する若手研究者の育成や、知識データベースシステムの構築など、この領域の開拓者的研究を一定程度進めたことは評価できる。

しかし、形式的な論理分析や論理モデルの構築が中心で、法文の「意味」の解釈が伴う価値判断の対立の問題を解決する指針となる実質的な法価値論・規範的正義論の探求が乏しく、法創造の実質的指針を示していない。

また、創造的法解釈としての法創造と、立法としての法創造の区別が曖昧で、司法的プロセスが立法権の篡奪との批判を受けることなく正統になしうる司法的法創造の限界に関する現代の先鋭な法理論的・法哲学的論争と、これまでの膨大な研究蓄積についても十分な検討が加えられているとは言い難い。

法創造教育方法の開発研究に関して、ロースクール等における実践的な法学教育の生産的改革に資するような具体的成果が乏しいのは、法創造科学の理論枠組構築における上述のような弱点によると思われる。育成された若手研究者らが、この理論的弱点を補正しつつ、法創造科学の学問的基盤確立とその法学教育改革への応用を更に推進することを期待したい。